

請負代金内訳書に明示する必須項目について

契約締結後に提出していただく請負代金内訳書については、以前より「法定福利費（事業主負担分）」の明示を求めてきたところですが、令和7年12月に「第三次・担い手3法」（改正建設業法・品確法・入契法）が全面施行されたことに伴い、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費についても明示をしていただくこととなりました。

そのため、令和8年4月1日以降に公告する案件については、法定福利費（事業主負担分）に加え、材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金の明示もお願いいたします。

なお、上記の運用変更に伴い、平塚市工事請負契約約款も改正しておりますので、あらかじめご承知おきください。

1 対象案件

令和8年4月1日以降に公告するすべての工事・修繕（契約検査課発注のものに限る）

2 実施方法

受注者は、契約時に市に提出する「請負代金内訳書」において、以下の項目（以下、必須項目）を必ず明示してください。

- （1）法定福利費（事業主負担分）
- （2）材料費
- （3）労務費
- （4）安全衛生経費
- （5）建設業退職金共済契約に係る掛金

法定福利費の計算方法は、国土交通省から次のとおり提示されています。

※詳細は国土交通省ホームページを参照してください。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

3 提出様式

原則、本市指定の様式としますが、必須項目が明示されていれば、任意の様式でも可とします。

（本市指定の様式は、平塚市ホームページ「工事契約関係書式ダウンロードページ」に掲載）

質問と回答

Q 入札時に添付する内訳書と様式は異なりますか。また、入札時提出用内訳書においても上記の「必須項目」の内訳明示は必要ですか。

A 入札時に添付する内訳書と様式は異なります。契約時に提出する請負代金内訳書は、市ホームページ「工事契約関係書式ダウンロードページ」に掲載します。また、入札時提出用内訳書においても、上記の「必須項目」を明示してください。

Q 法定福利費の計算方法がわかりません。

A 国交省HPに法定福利費の計算方法が掲載されていますので、そちらをご参照ください。

参考【平塚市工事請負契約約款（令和8年4月改正後 一部抜粋）】

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。

以 上